

決算書等（2期分）とは

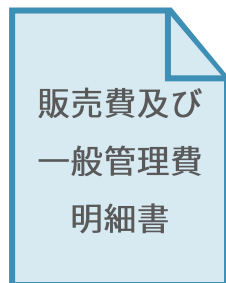
①法人の場合

次の決算期の貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書（作成している場合のみ）、販売費及び一般管理費明細書

- ・ 令和6年4月から令和7年3月の間に迎える決算期
- ・ 令和7年4月から令和8年3月の間に迎える決算期

※創業後2度目の決算を迎えていない場合は、1期分のみで可

※2、3月決算の場合で、申請時点で決算書が作成されていない場合は、3月分までの残高試算表を添付してください。



②個人の場合

個人：直近2期分の確定申告書又は開業届

- 青色申告者：令和6年・7年分の青色申告決算書（1～4面）
- 白色申告者：令和6年・7年分の収支内訳書（1・2面）

※令和7年1月1日以降に開業した場合は令和7年分申告書に加えて開業届を提出してください



or

